

## 第五節 気多郡とヤマト政権

### 氣多郡の名代部・子代部

このように日高の地域の隅から隅まで条里が施行されているが、それが地磁気偏角の測定によって、たとえ四世紀のころ成立したとし、その区画わりに、日高地方の有力者が参画していたとしても、その後の整備、統一には、矢張りヤマト政権の力が大きく働いていたことは間違いない。条里自体にヤマト政権の息吹きが強く考えられるとともに、直接的には、ヤマト政権の中核たる皇室の力が、この気多郡地方に関係していた痕跡が、当時の社会組織の一端である「部」に關係して見出される。もともとヤマト政権が、この但馬へ、どのような形をなして進出してきたのかはつきりしないし、一朝一夕に達成されたものではなかつたろう。それで『兵庫県史』第一巻では、ヤマト政権進出の状況を文献に重点を置いて考える場合、一つのめやすとして、国名や郡名と一致する、皇子や皇女の名を拾い上げて、皇室との関係の濃度を調べて、ヤマト政権の勢力の浸透の時期のてだてを求めている。それによると、但馬の場合、允恭天皇の皇女に、但馬橘<sup>たらばる</sup>大娘<sup>おおむすめ</sup>皇女、天武天皇の皇女に但馬皇女がある。それで、但馬地方に皇室の勢力が及んだのは五世紀ごろではないかと想定されている。それに加えて養老三年（七一九）死去の但馬女王の名が見え、慶雲元年（七〇四）に從四位下の氣多王、天平神護二年、（七六六）に從五位下の氣多王の名が見えてくるので、但馬の中でも、とりわけこの気多郡と皇室との関係は七、八世紀ごろになると緊密化しているようみえる。それには、国府が設置された事情もからんでいることだろうが、こ

れに先立つ時期から、気多郡は皇室との深いつながりが発生していた地域でもあった。そのことを示すものは「部」だ。

さて、このころ、「部」という民衆集団があつた。農民・漁民・特殊技能者たちからなり、貴族に生産した品物を貢納したり、特技をもって奉仕していた。この「部」の中、皇室が私的に所有しているものを、特に名代部、子代部という言葉で総括表現している。この名代部、子代部が設置されていることが即ち、ヤマト政権の明瞭な権力進出の証拠なのであるが、気多郡の場合、この名代部、子代部の名前が、出てこない。ではヤマト政権とのかかわりがなかつたかといえば、そうではなくて、この名代部、子代部に準ずると考えられる部の存在が、いくつか考えられることから、矢張り、早くからヤマト政権に包括されていたことだろう。その一は、私部（キサイベ）で、これは、「キサキベ」即ち后（キサキ）の部のことだ。皇后とくに皇后ともなるような有力な妃のため置かれた部だ。その二は、品治部で、垂仁天皇の皇子誉津別皇子のため作られたものだ。その三は忍海部で、履中天皇の皇女飯豊青皇女、一名忍海部皇女のために作つた部といわれ、三者はともに名代部、子代部に準じてもいいものだ。

では、この三者が、気多郡のいづれの地へ設置されていたかといえば、全くその場所は分りっていない。ただその手掛りは、この三者の部名を持つ人が、この気多郡に在住していらっしゃることにあるだけだ。具体的にこれらの部名を持つ人の名前を記してみよう。

その第一が私部である。但馬国気多郡余部郷の戸主に、私部意鷗がいて、その戸口の私部酒主は、天平宝字六年（七六二）十二月、右大舎人少初上私部得麻呂より、塗漆工として造東大寺司に貢進され、同七年、

(七六三)正月、東大寺写経所に上日し、二月未選となる。三月にも同じく上日したが、この時も未選となつた。しかし四月、五月には経所の領とみえ、年紀は不明だが、ついに領として上日している。私部得麻呂は天平宝字六年（七六二）四月、造東大寺司々人として名を記せる人で、造石山寺所より召されたが、所掌のため遣わされずについたこともあるた人で、私部得麻呂が、私部酒主を、造東大寺司に貢上したのは、同郷関係によつたためらしいから、得麻呂も、氣多郡余部郷の人とみてよからう。

さて、皇后の部や、名代部は代々受けつがれていく間に、実際の所有者と、部の名とが離れていく。これを私部という名前で、統一しておけば、所有者がいなくなつたりしても、代りに適當な人物が出るまで朝廷では管理権を保持し得たし、また地方豪族が、私民化することを防ぎえたもので、ヤマト朝廷の勢力の伸長の一表現でもあつた。

忍海部については、既にふれた如く、大毅忍海部広庭の名が見え、品治部については少毅品治部君大隅の名も見えてゐる。ともに因幡国への伝使としての任務にも服していたが、このような使者は、国府に近い郡の郡司が任せられるのが通例であることから推せば、或は氣多郡に關係ある武人だったかとも思われるるのである。氣多郡にはこのように、「私部」、「品治部」、「忍海部」のように、皇室と直接にかかわりのある部が設置されていて、皇室との深いかかわりがみられている。

### 氣多郡の品部

氣多郡所在の部の中には、皇室とのかかわりを示すものがあるとともに、ヤマト政権との関連に立つ部も、いくつか存在している。ヤマト政権に所属している部を「品部」とも



写真47 日置神社（日置）

「べ」と総称しているが、その中のいくつかがこの気多郡に設定されていたようだ。それを探る手がかりに、矢張り人名とか、神社の名前や地名が関係している。具体的に例示してみよう。その一は日置部である。日置部は、一体どのような職能の部だったかといえば、①日置（ヘキ）は戸置（ヘキ）で、税金の徵収台帳である戸数を調べるものだと、②日置は日を置くことで、暦法——よみに關係したものとか、③日置を火置と考へて淨火を常置して神事に關係したものとか、④大和の石上神宮の神宝作りに關係して、楯部らとともに、一千口の太刀を作っているから、武器製作にも關係していたことだろうと言われている。しかし、律令時代宫廷の日常事務に当つて、殿部（とのもり）の中に名を見せる日置氏は、火をともす役を受けもつてゐる。こうしてみると日置部の職能を、はつきりと規定しがたいが、日置氏は殿部の一つとして、世襲的に、朝廷に仕えている。気多郡には日置郷があり、そこには式内社日置神社もある。氣多郡前医師從八位上日置部是雄、同衣守の名前が見える。また、美含郡の郡司日下部良氏の夫人になつた日置部小手子は、この気多郡の日置部に關係づけてもよい人だろう。

その二は、川人部だ。漁撈に關係した部だ。川人部広井の名が延暦三年（七八四）に見える。彼は翌年、

ベ」と総称しているが、その中のいくつかがこの気多郡に設定されていたようだ。それを探る手がかりに、矢張り人名とか、神社の名前や地名が関係している。具体的に例示してみよう。その一は日置部である。日置部は、一体どのような職能の部だったかといえば、①日置（ヘキ）は戸置（ヘキ）で、税金の徵収台帳である戸数を調べるものだと、②日置は日を置くことで、暦法——よみに關係したものとか、③日置を火置と考へて淨火を常置して神事に關係したものとか、④大和の石上神宮の神宝作りに關係して、楯部らとともに、一千口の太刀を作っているから、武器製作にも關係していたことだろうと言われている。しかし、律令時代宫廷の日常事務に当つて、殿部（とのもり）の中に名を見せる日置氏は、火をともす役を受けもつてゐる。こうしてみると日置部の職能を、はつきりと規定しがたいが、日置氏は殿部の一つとして、世襲的に、朝廷に仕えている。気多郡には日置郷があり、そこには式内社日置神社もある。氣多郡前医師從八位上日置部是雄、同衣守の名前が見える。また、美含郡の郡司日下部良氏の夫人になつた日置部小手子は、この気多郡の日置部に關係づけてもよい人だろう。

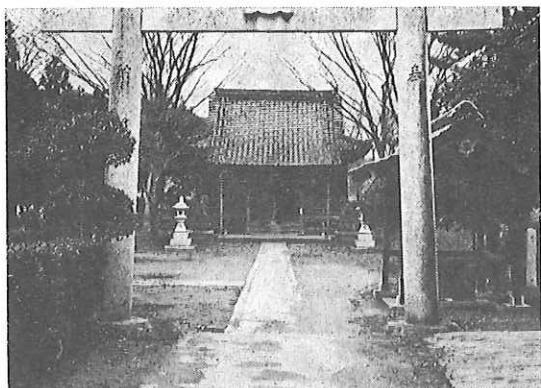


写真48 横縫神社(鶴岡)

本姓を改めて、高田臣の姓を賜わっているから、高田郷に關係した人だつたろう。

その三は横縫部だ。横縫部は武具製作に従事していた部だ。大嘗会に用いる楯は、「丹波国の中綱氏がこれを造る」という。文獻の上では、氣多郡に横縫部関係者がいたとは記していないが、横縫神社が鶴岡にあることから推定、関係づけておく。

日置部にしても、横縫部にしても、特長的なことは、古い儀礼に關係した職業だということで、これは氣多郡がヤマト政權に早く吸収された痕跡である。

さて、部には、豪族に關係しているものもある。氣多郡には、この豪族所有の部の痕跡が全く見当らない。ということは、豪族所有の部が全く設置されなかつたということでもあるが、そのように断定していいものか疑問が残る。國府が設置されるような土地柄でもあつたから、皇室やヤマト政權とかかわりのみが目立つても、しかたがないといえよう。

ところで、先にも述べた如く、但馬は皇族名からすると、五世紀の中頃から、皇室との深い關係に立つてゐるが、このような部との関連からみた時、氣多郡は、いつの頃から、ヤマトの政權なり、皇室と接觸を持つに至つたものだらうか。

気多郡は、皇族名からすると、先にも述べた如く、皇室との接触は八世紀のころのようにみえるし、またこのことを裏付けるかの如く、八世紀の中ごろに、氣多命婦の名前が出て来ている。氣多命婦は氣太十千代のことかと、先に推定しておいたが、他面に於て、氣多郡の豪族が奉つた妾うね女ではなかつたかとも考えれば、ヤマト政権に屈服した氣多郡の豪族の一つの行き方がみられるからだ。しかし、氣多郡は、名代部、子代部の面からみると、忍海部を履中天皇の皇女の部とすれば、五世紀の中頃から末期にかけて設置されたものと考えられるし、また、品部の関係からみると宮廷儀礼に關係し、古くから服属してしまつてゐる痕跡を持つてゐる。

それで、氣多郡への、ヤマト政権の進出の時期については、五世紀の初めヤマトの勢力が円山川水系の上流部に波及すると、同時発生的に、その影響を受けたことだつたろう。

#### 氣多郡と新羅系渡來者

他面、氣多郡は、また海外からの影響、接触を古くから持つてゐる地帯でもあつた。久斗寸兵主神社は久斗に鎮座している。祭神が兵器に關係あると考え、氣多軍團の所在地は、兵主神社の近くではないかともいわれている。兵主神社は、日本の神様ではなく、中国大陸の山東省の神様だ。兵主神社は式内社のみに現われ、その数も式内社の中では最も多く十八社もある。しかもその分布の多いのが、但馬から因幡へかけての地域で、六社も存在している。その中但馬にあるのが五社だ。円山川水系のみに集中している。その一つが、久斗の兵主神社であるわけだ。氣多郡と中国大陸との濃密な関係が考えられる。但馬は、中國大陸や朝鮮半島との接觸が深い国だ。氣多郡の隣りの出石郡では、

天日槍を祀る出石神社がある。日槍は新羅の國の皇子だという。

さて、先に忍海部を、名代、子代部に関係したものと想定しておいたが、他方で、朝鮮半島の新羅よりやつて来た部族ではないかとも考えられている。即ち、忍海漢人は、神功皇后五年に俘虜ぶりよとして渡来して来たといわれ、製鉄技術の関係者だった。忍海部は、多分に新羅に関係した側面を持つものだったから、兵主神社の存在と噛み合せてみると、氣多郡は、半島や大陸との交渉が深い地帯でもあったのだし、またヤマト政権は、このような、外来的な要素を、早くから包摂してしまっている。

## 第六節 国 分 寺

### 鹿島神社境内の巨石

府中新の字受所に鎮座の鹿島神社は、もと毘舍門社と呼び、『但馬国太田文』に見らる惣社毘舍門堂は、この鹿島神社のことと考えられている。そのためといふのではないが、近年此の地を掘った時、長さ一丈余、横六尺余、その中央に周辺二尺余、深さ三寸ほどの穴を有する巨石が出現し、その下から更に毘舍門尊天の木像も掘り出されたといふ。木像の行方は不明だが、この巨石は鹿島神社の境内の一隅に今も、でんと残っている。よく見れば、誰しも気がつくように、それは塔心礎であり、凹みの部分は、中心柱の柱穴だ。この巨石は、もともとこの地にあつたものが土中に埋もれてしまっていたものか、それとも他所から運搬してきて放置しているうちに土中に隠れてしまつたものかはつきりしない。とは言え、この礎石は、わざわざ労力をかけて他所から運んで来たものではない。古くから



写真49 鹿島神社（府中新）

この地に設置されていたもの のようだ。

では、このような大きな礎石を持つ建物は、何時ごろ、誰人によつて建立されたものだろうか。恐らく、奈良時代の初め、高生平野に国分寺が造立される以前に、この地の有力者によつて建てられたものではなかつたろうか。更につきつめて言え

ば、氣多郡の有力者、氣多氏の手に

なるものであつて、この氣多氏がまた郡司であつてもよい氏族であつたとすれば、その郡司の庁舎、郡家の傍に建立された寺院ではなかつたろうか。いうなれば、郡ごとに作られた郡分寺ともいふべきものの一つの名残りではなかつたろうか。



写真50 鹿島神社にある礎石（府中新）

**二座の法要**  
この氣多郡の郡分寺は、その礎石の大きさから考えてみると、この中心のくりこみに、みあう大きな柱が必要だし、そななるとこの大きな柱間によつて支えられる伽藍は見事なものだ

つたろう。

建立に当つては、多大の資材と労力が傾注され、いわば、氣多郡の総力の結集でもあつたわけだし、それは、郡司自身や郡司を取り巻く有力農民層たちの信仰の裏付によつて発揚され、協力の下に建立されたものだつたろう。それはやがて国分寺建立の精神的・現実的な一つの支えでもあつた。

ところで、『但馬国正税帳』によれば、国分寺建立に先立つ天平九年（七三七）正月十四日、金光明經八卷、最勝王經十卷の二座の読経供養が行われて、これに對して、但馬国府は供養料を支給している。言うなれば、政府主催の読経会が行われている。且つ、この時の景況を、仏聖僧二座、読僧十八人と表現しているように、その法会の行われた仏舎は一ヵ寺ではなく、二ヵ寺だったようだ。即ち、天平九年度の年頭読経供養は、二つの寺で執行されていた。

では一体、それは但馬の中のどこの寺で行われていたらうか。このころ既に国府の国府の中には、国府寺が附屬して設けられていて、國師の僧侶が礼仏読経しているから、この法要の一ヵ寺は国府寺で行われていたと見ていいだらう。他の一寺は、先にふれた郡分寺で行われていたのではなかろうか。但馬の国衙が地方民の対象とでもいべき郡分寺で、法要を行うことは、また、政府の宗教統制の一班を但馬の農民に知らせることでもあつたし、また、国分寺建設構想を押し進める精神的な素地でもあつたろう。

### 但馬国分寺の創建

国分寺の建立は、天平十三年（七四一）の詔によるもので、造寺と經典の功德によつて国土の安穩を祈求するため、國の華として、水害などの心配がなく、長久に安全な

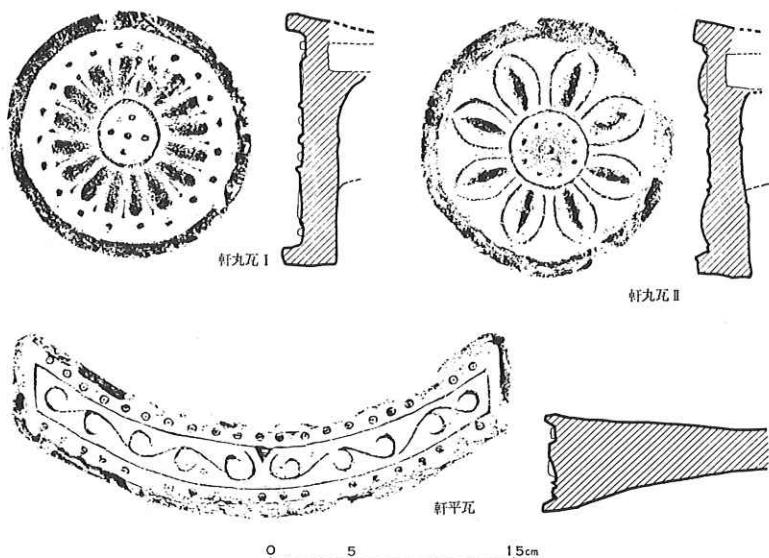


図38 但馬国分寺瓦の拓影・実測図

場所であると同時に、人家から適當な距離をおきつつも、また交通が不便でないような場所を選ぶように指示されていた。

だが七重塔を中心として、七堂伽藍を備えた国分寺の建立は、なかなか困難なことだったらしい。時には、「資力ある郡司を選んで三年内に、塔・金堂・僧房を作り終れば、子孫を長く郡司に任じよう」との奨励策が発布されているほどで、郡司がかかわっている場合もあった。では一体、但馬国の場合はどうであつたろうか。

但馬国国分寺は、僧寺が日高町国分寺に、尼寺が日高町水上に作られた。それが、いつ建立されたかという記録は残っていないが、天平勝宝八年（七五六）十一月の記録によると、この年、越後、但馬等二十六国に、灌頂幡一具、道場幡四十九具、緋綱二条を頒ち下して、周忌御斎の莊飾用とさせ、この儀式が終了した時は、金光明寺に収藏

させ、永く寺物として扱い、後になつて必要があれば、取り出して使用すればよいとの指令が出ている。

これは、奈良に東大寺という日本の惣国分寺を作った聖武天皇がこの年の五月に、薨こうぜられたので、天皇の追善供養の儀式を、重々しく、且つ華麗に行おうとさせたものだが、この金光明寺というのが、他ならぬ国分寺のことであるから、このころには、既に、但馬国分寺は完成していたものだろう。

それでも、氣多郡内で伽藍域に水害の心配がなく永久に安全な場所を選ぼうとすれば、この祢布川沿いの丘陵地の微高地しかなかつたようだ。それというのも、当時、円山川・稻葉川・祢布川の沖積化が、まだ盛んで、二町四方にも及ぶような面積地は、この河谷の口しかなかつたらしい。それだけに建築に当つては、低湿地工法が採用され、塔の基壇の築成に当つては、最下層に木材をしき、その上に段築工事を行つて建て上げられていた。

そして、宝亀八年（七七七）七月には、「国分寺の塔に震す」との記録が出てくる。夏期は雷雲が発生しやすい。国分寺の七重塔に、落雷があつたのだ。高生平野にそびえ立つ、七重塔は、但馬唯一の高層建築であつた。それだけに被雷しやすかつたものであろう。この時、焼失してしまつたかどうかについてまでは記録は詳述していない。従つて、この時に焼けたかどうかは別としても、この七重塔は、焼亡していることだけは事実だ。屋根を葺いた瓦を見ると、奈良時代のものしか出土していないが、屋根の葺材と見られる焼材がまた別々に塔礎附近から出土しているからである。つまり、ある時期に七重塔が焼け落ちて後になつて、七重塔が再建された時は、瓦葺でなく、檜皮葺ひはだか柿葺こりだだったらしいのだ。

それでも、国府平野の一角に、亭々としてそびえたつ七重塔が、中天高く、紅蓮の炎をあげて燃えさ

かり、やがて崩れ落ちる姿を目の前にした農民たちは、あらためて帝權の強大さをしみじみと感じたことだろう。

では、この国分寺はどのような姿で、建立されていたのだろうか。それに答えてくれたのが、但馬国分寺跡調査委員会の発掘だつた。

#### 但馬国分寺の発掘調査

日高町教育委員会は、但馬国分寺跡調査委員会を設置し、昭和四十八年度から十カ年の予定をもって、国分寺や国府の所在地の確認を進めることとした。まず国分僧寺の寺跡の発掘が行われた。

薬師堂の南、約五十メートルのところを東西している道のすぐそばに、從来から塔心礎と推測されていた礎石が残っていた。この周囲約十メートル四方を掘つて見たところ、一辺十六メートル四方の段築の基壇の存在が確認された。基壇周辺には、自然石が積まれ、最高二段まで残っていたし、基壇の周囲には、幅が約四十センチメートルの玉石敷の延石をおき、その外側には素掘りの浅い溝が廻っていた。基壇の西辺と北辺の中央には玉石積みの階段があつた。恐らく南も東にもこの階段は付せられていたことと思われる。外にも浅い素掘りの溝が付していた。

基壇の上には、礎石五コと礎石の抜き取り穴一コが、検出された。礎石は後世の攪乱を受けていた。原位置にあつたのは、西南隅の一コのみで、これが塔心礎と從来考えられていたものだつた。これは、短径二・〇五メートル、長径二・六メートル、高さ約一・二五メートルの安山岩製の大きなもので、上面には直径約

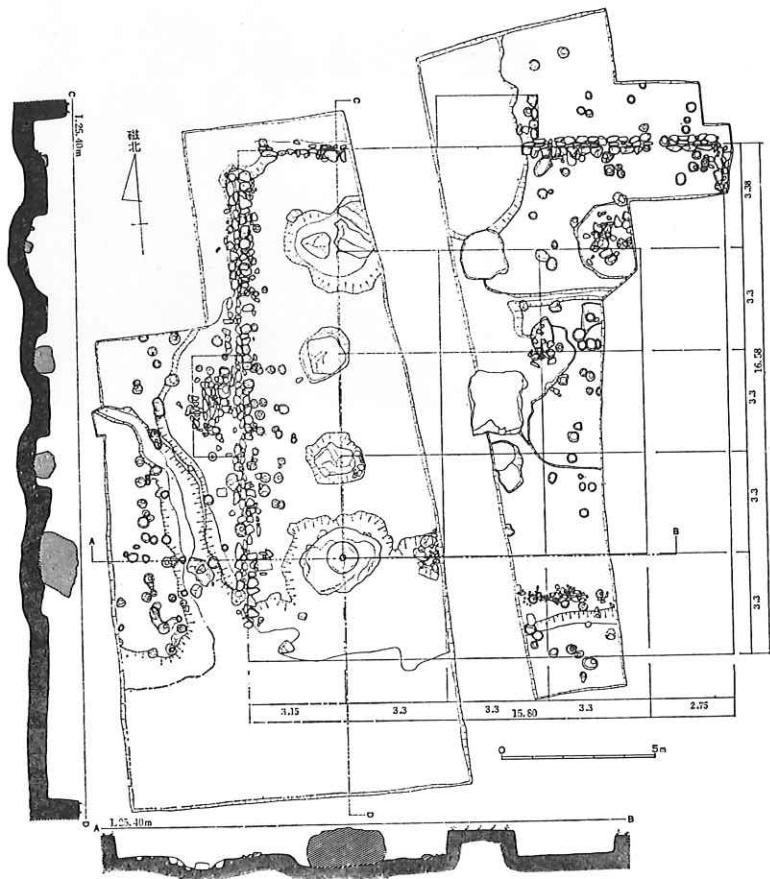


图39 但馬国分寺塔跡平面図

一メートルの造り出しがある。そこで、この五コの礎石をもとのあるべき形に置き変えて見ると、柱間は、ほぼ真南北を示す方三間で、三・三メートル間隔をなしていた。

塔基壇の外側には、約十センチメートルの灰層が堆積し灰層の中から、多量の丸瓦や平瓦の外に、少量の土器や風鐸が出土した。

こうして、塔礎の



写真51 但馬国分寺金堂跡

規模が確定したので、基壇の南縁線を、東方に約五十五メートル延長した地点を求めて、試掘を行つてみると、この線上に東西方向の玉石敷雨落ちが見つかり、約四十センチメートルの自然石が列をなしていた。塔にも隣接し、規模がかなりに大きいことから、金堂跡ではないかと推定された。

そこで、更にそれより東の地域を精査したところ、同様に玉石敷の延石列が見つかった。それは直角に北方に向けて屈折していた。正にこれは金堂基壇南東隅の雨落ちに外ならない。そこで、この地点から北への延長線を求めてみると、金堂基壇東端の玉石敷が見られ、それに幅約六メートルと推定される東西方向の二条の石列も接していた。これは、金堂東端によりつく回廊の跡と考えてもよいものだ。

これによつて、ほぼ金堂の南辺と東辺とがおぼろげながら指定できることになつたので、つぎに、金堂西方辺の確認を目的として、塔より約四十五メートル東に、東西約十二メートル、南北約六メートルの広域を掘り下げてみると、その中に、東西に延びる金堂南辺玉石雨落ちが見つかったが、何分にも、遺存度が良好とはいひ難い状態であった。しかし主目的とする金堂の南辺の西端において北に直角に曲がる遺構、つまり金堂西辺の一部を確認することができたことは貴重なことであった。したがつて国分僧寺の主軸線は正確に線

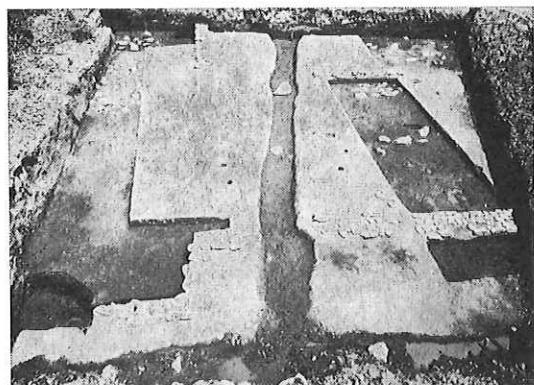


写真52 但馬国分寺回廊跡

引作業ができることとなつた。

さて、金堂東端に接する回廊跡が検出されたのだから、東回廊の存在を確認する必要がある。町道江原国分寺線東の三角地帯を探査した。後世における池・溝の構築に際し、攪乱が著しく、遺構の存在を確認するまでには至らなかつたが、南壁の断面に於て、土層のあり方から、回廊基壇の積土と推測される土層の一部が存在していたことは、重要な調査資料となつた。

また金堂の北、つまり金堂の背面部の探査も行われた。講堂の所存を知るためだ。発掘が小面積であり、後世の削平が加わっているため全容を掴めなかつたが、講堂・金堂・中門が一直線上に配置されていることが推定されたのは大収穫だった。

他面、中門の位置と、規模と、伽藍中軸線を求める発掘が行われた。金堂跡の南約六十メートルの所に鍬を入れてみると、五センチメートルの東西の石敷は二段積みをなしていた。六十センチメートル程度の細長い塊石が、比較的直線的な長辺を南にそろえていて、その上にやや小ぶりの塊石を、こんどは短辺を南にそろえて積んでいた。中門南面の乱石積みの基壇の基底部だった。南が正面になるので、作りも丁寧だ。この石敷より北へ約十一メートルの所を掘ると、やはり東西方向の石敷に出くわしたが、それは扁平な掌大の石を密に敷きつめ

たもので、雨落ちと推定された。この石敷は東へのびて、南へ直角に曲る。この部分が中門基壇の東北隅と見られる。この石敷の西北隅の形状は、削り取られていて状況は不明であり、基壇の東西辺の在り方も回廊の取りつき方なども不明であったが、基壇東北隅の円形落ちこみは、中に数コの小塊石が入っていたので、あるいは礎石の根石とも考えられるが、礎石抜き取りの痕跡はここ一ヵ所しか見つかっていないので、中門の基壇及び建物の規模を復元する資料にはならなかつた。

#### 国分僧寺の規模

中門基壇の南、北両石敷きの外側には、共に焼土層があつた。ここも塔跡と同じく火災にかかっている。なんといつても、後世の削平が著しい。しかし、これだけ発掘が進めば、細部の取り付け方は不明といいつつも正確な伽藍主軸線によつて、伽藍配置の概要は掴める。なだらかな丘陵線の南辺部に中門が立つてゐる。中門の背後には南北にほぼ直線上に、金堂と講堂がならび、金堂の西の横に七重塔が立つてゐる。回廊は、金堂と中門をつなぐだけで、金堂・塔・講堂をすっぽりと包むものでなかつた。土地が南へと傾斜しているから、中門の基壇に立つて、寺内を眺めて見ると、すぐ目の前に金堂が立ち、堂内の金色の仏像が仰がれ、更に金堂の屋根棟の線上越しに、背後の少し高台の講堂の屋根瓦が重つて見える筈である。金堂の屋根の両端には、大きな鷲尾瓦も付してあつたことだろうか。しかし、金堂と中門との間には回廊が連なつてゐるので、中門の位置からは回廊の屋根ごしに七重塔は二層あたりから上方が望まれる。相輪部の九輪・水煙が一瞬きらりと日に光つて目を射る。

さて、南大門の位置は、目下のところ検出されていない。塔跡から南へ百八十メートル附近の地点に「大

たし、且つ、発掘の全域にわたって、無数の柱穴が検出されたり、中には柱根が残ったり、これらが重層をなしている。これらは、後世の小規模の建物跡と考えられているが、いずれにしても、火災・削平・攪乱を受けている。せっかく、帝王の権威をかけて建立した筈の国分寺も、時の流れの中にあっては、いくたびかの変遷を免れていない。

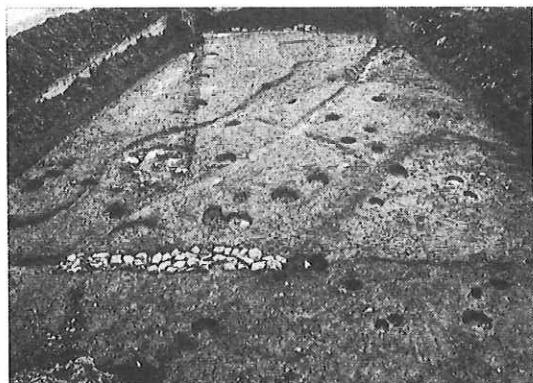


写真53 但馬国分寺中門跡

門」という小字がある。南大門の跡と伝えられている。また、この附近の橋梁改修工事の際、大きな円形柱座を作り出した礎石が掘り出されている。これは国分寺創建当時の礎石と見て、まず間違いないものだ。それで南大門の礎石と考えたいのだが、金堂、中門からの距離から考えて見ると、少し南へ遠すぎている。ある時期に南大門だけが、南へ移建されたのではないかとも考えられるが、南大門の位置が不明のまま寺域の四至は、まだはつきりと掴めていない。

さて、塔基壇の外側のみならず、金堂東辺より、さらに五十メートル付近の地にても、地表下一・二メートルの所で、約十センチメートルの厚みの炭、灰層の推積が検出され、その直下は、国分寺創建当時の地山面だったというし、中門にも灰層が存している。

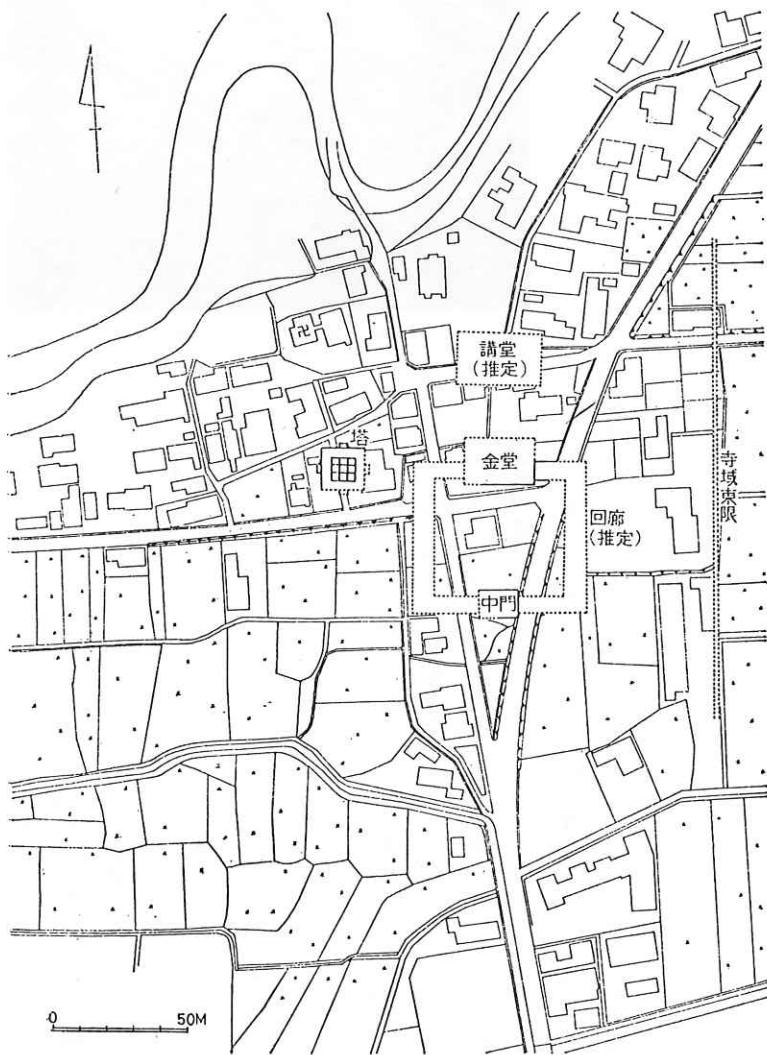


図40 但馬国分寺発掘調査図（「佛教藝術」103号より）

国分寺、その後

他方、記録の上で辿れる国分寺の歴史についても、多くのことが伝わっていない。天平勝宝八年(七五六)、聖武天皇御斎の具のための調度品を保管したこと、宝亀八年(七七七)、「七重塔に震す」とあることについては、既にふれておいた。さらに貞觀四年(八六二)、一丈五尺の幡十八旒が施入され、また延喜式によれば、国分寺護持費として、二万束の正税公廨が充てられていた。この利息で国分寺の補修をしていったのだ。鎌倉時代の『但馬国太田文』によると、京都の法勝寺末として記せられ、寺用田十町歩余、定田二十三町歩余の寺領を有し、領家に白河中将家を仰いでいた。その後も白河中将家が伝領したものの如く、建武五年(一一三八)、北朝の光厳上皇は院宣を下して、この点を確認している。この時も、国分寺は白河天皇御願の京都法勝寺の末寺であつたらしく、法勝寺領と記せられている。

さて、国分寺が襲藏していたと称せられる鎌倉時代初期の経巻十数巻の中には、法勝寺常行堂において、淨写した旨を記してあるから、国分寺は平安時代末期、法勝寺が創建されたころ、これを本所か或いは領家と仰いでいたものではなかろうか。法勝寺を含めた白河天皇の、所領は、後には八条女院領へと変化する。これが承久の変において、後鳥羽天皇の重要な財源となる。こうした縁によって、但馬守護安達親長が承久の変に際して、京都側に味方するような事があつた時、但

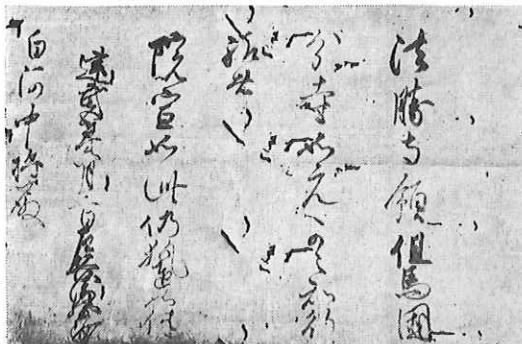


写真54 光厳上院宣（蓮生寺蔵）



写真55 国分寺の薬師如来坐像

馬国分寺も、官方にかかわる態度を見せていたのではなかろうか。建武三年（一三三六）足利尊氏党の今川頼貞は、但馬方面派遣軍の総指揮者として、国分寺城を攻めたてている。即ち八月十三日には夜襲を試みて、南朝の軍を本堂に出しその翌十四日には、本堂ならびに八角堂にこもる軍勢を追い落していることからしられるように、南北朝時代の初め、国分寺には、本堂の外に、八角堂という大きな建物があった事が知られる。ついで、觀応三年（一三五二）、北朝の軍隊は、国分寺を城として、伊達三郎朝綱らの参集を求めているので、この頃まだ、天平の創建時そのままでないにしても広大な寺域には、金堂・講堂の伽藍が並び立っていたものだろう。それだから南北朝の動乱期の初めに当つて、良く城郭的な要素をまだ持ち続けていたものだろう。だがその後の打ち続く戦乱時代に入ると、領家白河家の威令も薄らいできたことであろう。

国分寺が廃絶した時期は分明ではない。口碑によれば、天正年間、豊臣秀吉の但馬平定に際して、兵火に失したというが、発掘調査では、そうした事実の確認はできない。国分寺の維持管理は、何といつてもその創建の趣旨からして、政府の責任に帰すべきものだ。律令制の衰頼に伴つて、但馬国司の維持管理の手が負えなくなり、何時しか廃絶してしまつたものだろう。



写真56 国分尼寺礎石(水上)

国分寺再興の日時も不明だ。但馬国分寺の本尊などの伝承を持つ薬師如来が、京都の仏師のもとに保持されていた。宝曆九年(一七五九)、縁あって再び国分寺へ送り戻されてきた。この本尊は高さ約〇・八五メートルの小じんまりとした仏像だが、藤原時代の作品と見ていいものだ。

さて、塔と金堂の中間線上、南へ約三十五メートルの地点、つまり中門跡の西方地点で、恐らく、回廊の外側部分に当る所だが、この地点の発掘所見によると、黄色土上に堀立柱の柱穴が多数検出され、ここにも柱根の残っているものもあった。総じて中世のころのものと推定されているし、いく棟かの建物がこわれたあとに、また新たに建てられて、複合の様相を示していた。薬師に対する信仰は、奈良時代に盛んであった。再び、強く思い出されてくるのが平安時代の末頃だ。この小ぶりの薬師様は、そのような時期に庶民の信仰に支えられて、国分寺の寺域内のとある仏舎で崇められていた仏様だったろう。先にもふれた如く、南大門は移建したらしい痕跡を見せており、したらそれは、このような国分寺に対する畏敬が高まつた時期に行われたものではあるまい。

### 国分尼寺

国分尼寺の寺跡の伝承地は、日高町山本、水上の大字にわたる地域で、現在も二つの礎石が残っている。約

百五十年位前には、この附近に二十六コの礎石が一定間隔をおいて残っていたという。

国分僧寺の所在地は、西北方の祢布の扇状地の東端にあたり、そのために土砂の堆積を受け、遺構は地下に埋れていた。これに対して国分尼寺の所在地域は、比較的土砂の堆積を受けることが少なかつたようだ。それだからごく近年まで、礎石もむきだしに、地表に露われていたものだろう。いつしか、好事家の手によってその大部分が、運び去られている。この寺跡は、日高東中学校建築の際、小規模の発掘が行われたこともあったが、本格的な調査は、まだ全然行われていない。現在は寺域は勿論、伽藍配置の状況など全く不明で、寺容を推定する手がかりは全くない。

寺跡の北東方、五百メートルの小丘の懷にある法華寺は、元禄年間（一六八八—一七〇三）、加賀金沢の大乗寺円山禅師の高弟、即禪和尚が、出石藩主小出氏の助力を得て、創建したもので、国分尼寺の名跡を伝えんとしたものだった。

**井戸のある遺跡** 昭和四十八・四十九年の再度にわたって、祢布ヶ森西遺跡の発掘が行われた。それによると、祢布道西方において堀立柱の建物跡が検出された。東西棟の建物らしく五間に二間という規模だった。

さらに建物の東側から井戸が検出された。二重構造で、外側は幅二十センチメートル内外の板材をびっしりとたて並べてあり、内側は角柱に横桟を上下二段にわたし、外枠と同様に板材で構成してあった。そして、内枠と外枠の間には、約十五センチメートルの空間があったが、砂礫まじりの土砂で充填してあつた。



写真57 称布ヶ森西遺跡の井戸跡

井戸底から刀子一コ、須恵器・土師器・白磁などの土器類がさられ出された。それに、この井戸の近くの地域から円面硯や須恵器を硯に転用したもの、土器に墨書きしたものなどが二十数点、加えて須恵器・土師器・青白磁・綠釉の器などが出土した。この地は、国分寺跡の西北三百メートルの地点である。国分寺との関連を一応考えたくなる建物のようだが特

に硯が出土し、墨書きした土器があるということから考えて、これは国分寺関係の建物というよりは、官衙に関係した建物ではなかつたろうか。

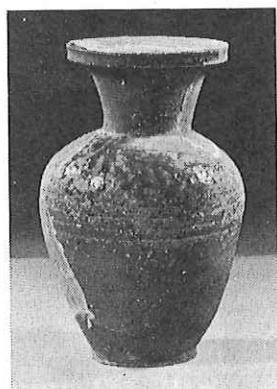


写真58 称布ヶ森西遺跡出土の壺

これに對して注目すべきは称布ヶ森東遺跡の東北隅地域から掘立柱の建物を検出し、また東西約三メートル・南北八メートルのバラス敷遺構が見い出され、しかも、その時期が国分寺ないしは、それに近い時期のものと考えられていることだ。この称布ヶ森東遺跡は、国分寺の寺域西辺や、国分寺大門跡と推定される地帯に接近しているだけに、この称布ヶ森東遺跡の建物の方が、称布ヶ森西遺跡の建物より、国分寺との関連が濃いように考えられる。

## 第七節 但馬国府

**但馬国府は何時ごろできたか**

國司の政厅が国衙で、国衙の所在地が国府だ。というものの、奈良時代には、国衙と表現されたのは、ただ一例があるだけで、府とか国厅とかいわれていた。公式的には、国府の市街の北辺に一区画を作つて国衙を置き、その中には、調所（すしょ）・税所（ざいしょ）・政所・健児所・田所・公文所などの事務所があるとされていた。

このころ、国は大・上・中・下の四等級に分類されていて、その国府の規模は、今日までのところ八町域のものが、最大のものと考えられている。一般に大国以外は、六町域をとるもののが多かつた。但馬は当時、法律の規定でいくと上国に位置づけられているが、貢租の額を詳しく分析してみると、上国とは言われつても、中国の実態しかない国だったから、国府の大きさは、六町域どまりとみていいだろう。この但馬の国府は、何時、何處に設置されたものだろうか。

さて、天武天皇四年（六七六）に、行政区としての国が設置されたというから、このころ、但馬の国が建置され、その行政區として国衙及び国府の建設が進められたことだろう。しかし、その初めに国府が造営され、国衙が建設され、すっかりお膳立が整つてから、但馬国司が赴任して来たものではなく、かつての国造とか、郡司というような地方勢力の私邸を臨時の出張所として、政務を行いつつ、但馬国府の建設は進められていたことだろう。それは中央、大和の地では、大和三山に懷かれて、壯麗な藤原京が建設されている時

だつた。その威容は帝権の強化を誇示するものだつたし、この帝都建設構想をそのまま下敷として、但馬国府建設事業は推進されていったことであろう。『但馬国正税帳』が物語る如く、やがて八世紀の前半にもなると、律令体制的官僚組織とその活動は軌道に乗つてゐる。国衙機構は完全に整備されて來てゐる。

**国分寺と国府** では一体、但馬の国府は、但馬の何処に設置されていたことだろうか。それについては、

但馬の国府は、はじめ出石郡に置かれていたという見解が一部にはある。その理由は、出石郡に鎮座する出石神社が古くから名の聞えた神社であるからだといふ。

さて、国府と密接な関係を有しているのが国分寺だ。国分寺建立に当つて、寺地選定の一要件は、「衆の帰集を勞するを欲せず」と表現されているように、交通至便の土地が望まれていた。加えて、国分寺は、実質的には国府内にあつた仏舎の発展延長でもあつたから、国府からとび離れた地点に建立されることはまずなかつた。實際、国府から五町乃至二町位隔つて建設されたものが多い。

ところで、この但馬国分寺の七重塔に、宝亀八年（七七七）七月、雷が落ちている。既に、奈良時代の終り頃には、国分寺がその姿を現わしてゐるし、また、但馬国分寺跡などの伝承をもち、且つ遺跡も存してゐるのは、但馬では、日高町以外にはどこにもない。また国分寺の遺跡は、この日高町水上と国分寺区に残つてゐるが、他所から移転して來たというような寺歴に關係する大変化も伝承していない。国分寺は、はじめから日高町の町域に建てられて來たものだつたろう。

つまり、国分寺と国府は、まず距離的に密着してゐるのが通例であるし、氣多郡の地には、八世紀の後半

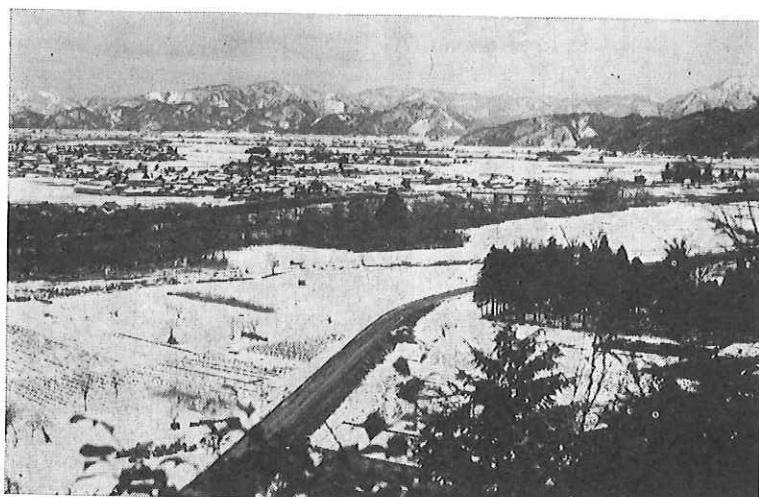


写真59 国府地区の遠望

には、既に、国分寺が建立されているから、逆に但馬國府の位置を探そうとするなら、この国分寺の近くを検討すればよいわけだ。但馬國府は、但馬の國の中でも出石郡ではなく、この氣多郡の中に最初から建設されていたとみなければならぬ。この点に関する傍証として、『兵庫縣史』は次の如く述べている。〃ひとつは、但馬には氣多軍團が知られるが、出石軍團は知らないこと、ひとつは、天平九年の『但馬國正税帳』によると、太政官符を但馬國府から因幡へ伝達するのに氣多郡の主帳を使っていることである。なぜなら、ふつう國府のある郡には軍團がおかれるし、また文書の通送に郡司を用いるときには、國府に近い郡の役人を使うのが自然と思われるからである。〃と述べている。國府は、その建設当初から氣多郡の郡域内に所在していた。しかし、この國府は、その後、暫くして移転することとなる。それは延暦二十三年（八〇四）のことである。この移転までの時期を第一次國府と名付け、移転後の國府を第二次國府と名付け

ることとする。

### 但馬国府の移転

さて、どうした理由からか、折角、好地を選定し、多くの農民を傭役に駆り立てて建設し、行政としての実体を確実に整備してきていた、この古代但馬の地方政治都市が、惜しげもなく放棄され、新しい地点を求めて、移転している。恐らく、これは全面移転だったろう。『日本後紀』は、延暦二十三年正月二十六日の条に「但馬の国治を氣多郡高田郷に遷す」と記している。

概して、国府は一たび国府相応の好地を選定して建設したからは、絶対にその地を離れてはいけないものかといえば、そうではなくて、平安時代に入ると移転している例も、かなりあるようだ。この事は、考古学的な見地から推定されるだけで、その事を証明する確実な文献的な資料があるというのではない。ところが、但馬国府の移転例については、史料的な裏付けがある上、移転月日まで判明している。希有な事例だ。通じて、国府の移転の原因と見られるのは洪水だ。国府建設候補地として広大な沖積平野が選ばれても、都市計画に当つて、高水位対策の配慮が足りないと、この古代政治都市は、その機能が発揮できない。但馬国府が移転しなければならなかつたのも、こうしたことによつたのではあるまいか。

先に川人部広井は、私物を進めて公用を援けたということで、位が一階昇つてゐる。国府の移転に先立つこと約二十年前のことだ。彼が地方公共事業に尽したものとしたら、水害から国府を守ろうとする、水防対策などはうつてつけのものではなかつたろうか。だがそれでも、完全に水禍から逃れ切れぬと判断された時、但馬国府の移転は断行されたものだらう。

では、但馬国府は、何処から何処へ移転したものだろうか。もう一度、『日本後紀』の記事を読み直して見よう。「但馬の国治を氣多郡高田郷に遷す」とある。国治は国府のことだ。日本歴史の上では、国治という言葉は滅多に使用されていない言葉だ。ところでの記事には、何処から高田郷へ移したかということは書いてない。

しかし、既にふれた如く、国分寺との関連からすれば、第一次国府は出石郡ではなく、氣多郡内にあつたと見るべきであり、且つ天平九年の『但馬國正税帳』記載の発遣伝使には、氣多郡の主帳を起用していることから、重ねて、第一次国府は、氣多郡に存在していた公算が大きい。だから、氣多郡内のある地点から高田郷に移転したものと見なければならないだろう。これが他郡からの移転ならば、恐らく、『日本後紀』も初めに郡名と郷名をあげて、そこより氣多郡高田郷へ移すと表現したことだろうが、同一郡内の移動であつたからこそ、何処からという言葉を省略しているわけだ。では、氣多郡の何処から高田郷に移されたものだろうか。

#### 無思慮な国府跡論

国府跡については、従来、いくつかの考証がみられている。その論拠となつたのは、國府平野に存在する条里の小字名であった。律令的な意味合いを持つような小字名を探し出して、国府域を設定しようとしている。ところが、奇妙なことは、こうして想定した国府跡について、一体それが第一次国府に属するものか、それとも第二次国府と見るべきものかというような結論は、全く下されていない。極端な言い方をすれば、明治の中期に設定された国府村という行政体の名前に困惑され

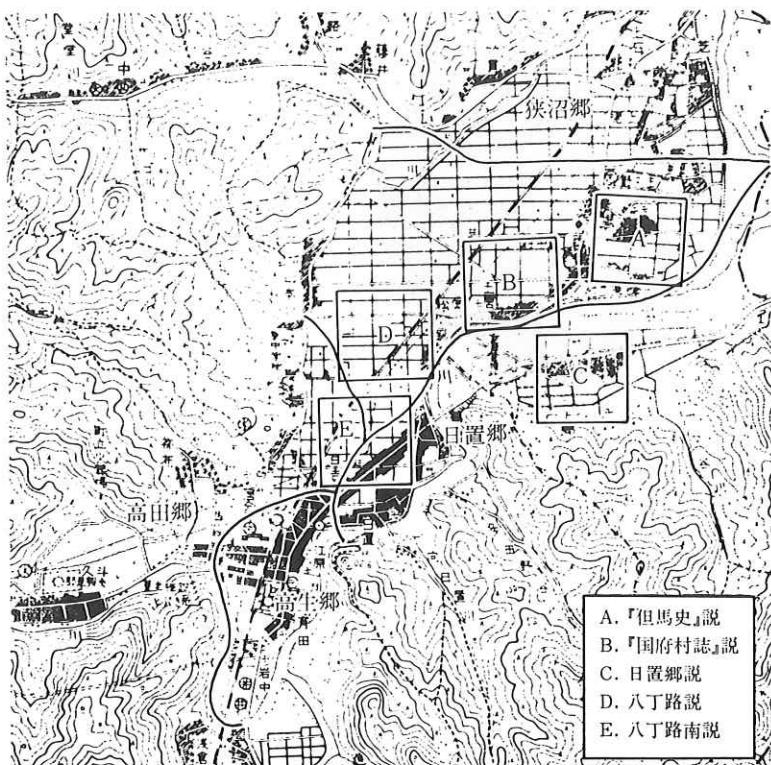


図41 但馬国府跡位置推定図

くどいようだが、高田郷に建設されたのは、第二次国府であり、高田郷というものは、その実体が分らぬもので、先に幻の高

て、国府といいうものは、この地にあつたに違いないと思い込み、それが第一次国府なのか、それとも第二次国府なのかという問い合わせすら全然なされないで、この間、国府村域内の地名考証に終始していた。却つて、その所在が限定されている第二次国府について、高田郷の地を検索しようとする試みは、全然なされていない。無神経と言えば無神経、あまりにも無思慮な表面的な考証のみだった。

て、国府といいうものは、この地にあつたに違いないと思い込み、それが第一次国府なのか、それとも第二次国府なのかという問い合わせすら全然なされないで、この間、国府村域内の地名考証に終始していた。却つて、その所在が限定されている第二次国府について、高田郷の地を検索しようとする試みは、全然なされていない。無神経と言えば無神経、あまりにも無思慮な表面的な考証のみだった。



写真60 気多神社の鰐口（上郷）

田郷としてふれておいたが、郷域は、夏栗・久斗・祢布・石立・国分寺・水上にわたる地域だともいわれていることを思い起すならば、条里小字名を基礎として展開する国府跡に対する見解は、この久斗・祢布・石立・国分寺・水上の大字名の地名に論及しない限り、すべて第一次国府跡に関する論説だと解していくことになる。こうした意味合いの第一次国府跡説を次に紹介して見よう。

#### 第一次国府跡と日置郷

日置郷は、日置・多田谷・伊福・上郷・中郷の五部落を含む地域だ。その大部分は日高町域で、中郷のみが豊岡市に属している。この中、上郷地区に「大門」という地名があり、大門の西よりに惣社氣多大明神がある。延喜式に載る氣多神社は、この神社のことだと言われている。惣社は、但馬に来た新任国司が、但馬の国中のすべての神社に就任の奉幣参拝を行うわけにはいかないので、ある神社に但馬の国中の神社を勧請しておけば、巡拝の手間が省けるし、また中央政府から國家の大事に際して、但馬の神社にも祈願奉幣せよとの指令を受けた時など、この惣社に属官を随えて参拝すれば、事が済む訳だ。なかなか便利な神社だ。従つて、惣社の所在地は国府の近くか、国府の域内に設定される公算が高い。このように国府と惣社との地理的近接関係と、大門を国府の四周の門の一つと考えるのが、

第一次国府日置郷説の根拠であり、傍ら、国分寺・国分尼寺との距離的関係も、そう不自然ではないと解するのである。

さて、氣多神社に藏する鰐口の一つに、応永三十四年（一四二七）銘のものがある。これには氣多惣社大明神とあるから、氣多神社は即ち惣社だと古くから考えられている。これで良いようだが、鎌倉時代に惣社と考えられているのは、氣多下郷に鎮座していることになっている。即ち『但馬国太田文』によれば、惣社毘沙門堂の名が、氣多下郷に記載されている。この下郷という地域は、松岡・土居・府市場・堀・府中新にわたる地域だという。だとすれば、鎌倉時代の惣社の所在は、現在、惣社と考えられている氣多神社の川向いにあつた事となり、惣社については定説を見ない事となる。第一次国府日置郷説は、その論証の一典拠を失することとなる。他面消極的ながら第一次国府跡について、加陽郷も一応考慮の対象になりはしないかとの意見もある。加陽郷は現在豊岡市に属しているが、もともとは氣多郡内の一郷だった。ここに上六町、下六町という字名があつて、国府域の規模を示すかの如く見せていることや、加陽郷内の大字に「伏」があり、国衙の敷地を意味する「府敷」が縮まつた言葉とも解せられるからだ。

### 第一次国府跡と土居

先にもふれた如く、『但馬国太田文』に載せる氣多下郷というのは、松岡あたりから府中新に至る間の地域だつたらしい。この地域のあたりに「堀」・「土居」・「土手」・「土手下」・「土手上」・「東手辺」・「西手辺」という小字名が集中していることに注目して、六町域の国府が推定されている。それというのも、「堀」は、六町一区の国府域の北の端を限る用水路だといい、「土



図42 推定第一次但馬國府跡『國府村誌』説

「居」は、西方に築かれた堤、「土手」は東方に築かれた堤壁で、併せて円山川の氾濫防止をかねたものだろうというのである。

この六町域の国府説に対しても、国庁の位置については、はつきりしないといいつつ府市場小字家ノ本や長塚あたりがやや微高地になつておき、長塚からは石仏が発見されたといい、他に×印の箇所に建物の礎石らしいものも出土していることも、その情況証拠だと補足されて、朱雀大路は、国分寺や国分尼寺がこの六町域の国府の西側にあり、南は川であることから、南北に設定されないで、東西に走っていたかも知れないと考えられている。

これに対して、いくつかの難点がある。その一つは、南北のDC線の土墨が、果して国府の東辺を限る土墨の名残りであるか、どうかということだ。国府平野は一体にわたって、正方形の地割が施され、条里が設定された跡を濃厚に示しているが、その中で、地割が著しく乱れている地域がある。それは上郷橋附近から掘に至るまでの間で、大きな湾状を呈している。明らかに過去の河床の様子を示している。また、この所は江戸時代たびたび堤防が欠損した地域でもあった。

こうしてみると、DC線上の土壘といふものは、国府の土壘ではなくて、自然堤防の名残りを示すものではなかつたろうか。

その二は、推定国府域内の各所から建物の礎石らしいものが出土しているといい、暗に国府内の諸官衙との対比を暗示しているが、これは、古考の話として語られているだけで、学術的な用意を伴つた発掘が行われぬ限り、伝聞証拠に大きな期待を置く訳けにはいかぬものだ。

見かけ上の、このような難点よりも、もつと根本的なことは、小字名の中から、国府の府域に関係するらしい名前を摘出しただけで、果して国府域が設定出来るかという疑問が存することだ。旧国府村の村域内には、まだこの外に、律令制的な響を持つ小字名が存在している。これらの小字名に対し十分な批判をしないで、都合のよい小字名のみを採り上げて、府域を設定するのであれば、それにば、自家撞着のそしおが加えられても仕方がないことだろう。実は、爾余の小字名について、こうした批判を進めると、第一次国府跡は、これらの諸説とは、別の場所にあつてもよいではないかと考えられてくる。

### 第一次国府跡と伊智神社

ここで暫く、前項の諸論説で取り上げられなかつたり、またはみ出していた旧国府村内の小字名を拾い上げて、国府跡との関連を考えて見よう。これは、勿論、第一次国府跡についての推論であることは断るまでもない。①「町後」という小字を現在「マチノウシロ」と呼び慣らしてはいるが、もとは「チョウノウシロ」と呼んでいた時期があつて、いつしか「マチノウシロ」と転化した地名だとするならば、「町」は「序」の替え字として、国府関係の地名であつてもいい。



写真61 伊智神社（府市場）

国府跡の推定に当っては、取り上げられてよい小字だ。但馬国府の活動は、確実に鎌倉時代まで引き続ぎ存していたし、後でも再言するが、このころ、国府の留守所も国府域にあったと思われるから、「町後」という小字名は無視できないものだ。④ この東隣に「受所」という小字がある。「受所」が「請所」であるとするなら、変質荘園の一機関の名残りとも見られるものだ。国府の留守所との関連を思わせ、国府域に入れていい小字名であろう。⑤ 「今郡」という小字名もある。「今郡」は「イマコオリ」と呼び、この「今」は、古市に対する今市、古様に対する今様の例の如く、古い郡家に対する言葉のようだ。もともと国府と郡家との関係は距離的に離れている例が多いから、古い郡家からの移転先が今郡だとすれば、つまり、この「今郡」は、府域から除外されねばならぬだろう。

⑥ 先にもふれた如く、国府には「船所」が確実に設置されている。それは、恐らく国府の近くの河流沿いであつたろう。船所の位置は、円山川の流路の変遷について、地理的見地よりする考定と、これに応ずる文献的資料の照合を行つた上で、決定されねばならない。⑦ 文明四年（一四七二）の記録によれば、「但馬国氣多郡府中与所分之内在所はこうの市は」という文言がある。「こうの市は」は、国府の市場ということだ。市場は経済生活の媒介であるだけに、その名前は永く記憶されてきている。さらにこの名は現代まで



図43 推定第一次但馬国府跡『但馬史』説

及んでいる。これが現在の「国府（こう）の市場」と呼んでいる地域と重り合うか否か分明しないが、現在、「国府の市場」と呼んでいる所には、伊智神社が鎮座している事も見逃せない。延喜式の伊智神社に比定される古い神社だし、伊智神社の「伊智（いち）」は、「市（いち）」のことで、市場に関係する神社だ。国府域の中に市場が設定されていた例は多い。「こうの市場」は国府域に取り込められねばならぬと思う。

◎ また、天文三年（一五三四）の記録によれば、「府中最所分内田地事」の文言が見られる。「最所（さいしょ）」は「税所（さいしょ）」のことだ。平安・鎌倉時代を通じて、よく史料に出てくる国衙の役所で、国司の監督下にその国の租税管理にあたっていた所だ。最も律令制的な響の濃い小字名だ。現在の小字名に残ってはいないが、「府中最所」と表現してあることは、さきに「府中与所分之内在所はこうの市は」という文言と相応じる言葉で、中世末期、「府中」と呼ばれていた域内には、律令制に所縁ありそうな名前が遺存していることを示している。この「府中」の地は、では一体何処であろうか。

前項に於て第一次国府は、府市場の字「土手下」・「土手外」を東辺とする六町域だ、と推定しているが、この区域は大字「土居」を中心とし、一部が大字「府市場」・「松岡」に喰い込んでいる。永正十六年（一五五一）の記録によると、「氣多郡之内トイ松岡」という用例が見られる。トイは土居の事であろう。十六世紀の初期、土居松岡は一連の地域とは見なしつつも、府中とは言っていない。却って、先にも引用した如く、「こうの市は」・「最所」などは、この十五世紀末期から十六世紀初頭にかけて、明瞭に「府中」の域内と指定されているのだから、戦国時代の初めのころまでは、「府中」と考えられていた地域があり、それは、「トイ松岡」を含む地域でなかつたことだけは確かだ。だが現今日高町国府地区には、「府中」という小字大字は存在していない。⑤ 先年伊智神社の北方地点から、山陰線国府駅新設工事に伴う土砂を採取していたところ、地下一メートル位の地点で、一メートル幅三十メートルの栗石の列が、二筋も検出されたという。國府の殿舎との類比を思わせるものだ。勿論これは学問的配慮の下に行われた発掘ではないものの、栗石敷が存在していた事実だけは、黙殺するわけにもいくまい。こうして見ると、國府跡に關係ありそうな小字名は、あながちに「土居」や「手辺」だけに限るものではなかつた。

従つて、これら小字名に關係する地域を求めるようとするなら、それは、「こうの市は」・「伊智神社」・「町後」・「受所」を含む地域だということだ。ところがこの地域は、地形図に明瞭に表現されている如く、かつてのある時期、現在の上郷橋北辺の地帯をつき破つた河流が一気に北東流していた痕跡を示している。またこの地域の条里方向は、広大な国府平野の条里方向とも異つてゐる。第一次国府の移転した原因が水害にあつたとすれば、まさに、時の為政者が恐れたことが現実となつてゐる。これらの地域は、かつて、流路の底

になつていたこともあつた。

### 第二次國府跡と八丁路

第一次國府跡を表面的に、地名を手がかりにして探して見るが、それらしい場所を推定しえぬのが現状だ。これに対して、第二次國府は、高田郷域に移転したと、明瞭に記してあるのだから、久斗・祢布から水上に至る鶴の山添い地帯を探せば、簡単に見つかり

そうな筈だが、現在のところ、第二次國府跡については、全く所論もなければ、ことという遺跡も指摘

されていない。第二次國府跡を考える一つの手がありとして、「八丁」という地名を取り上げてみたい。上図の如く、鶴岡区に八丁という小字があり、またこの小字を限る北の畦畔は、東は円山川、西は水上区に至る東西線をなしている。太平洋戦争の末期ごろまでは、鶴岡橋の下流の左岸、小字鶴の巣の附近に渡し船があつて、この東西線は上郷に連絡するものだつたし、同時に松岡と鶴岡との境界線でもあつた。



図44 推定第二次但馬國府跡「八丁路」説

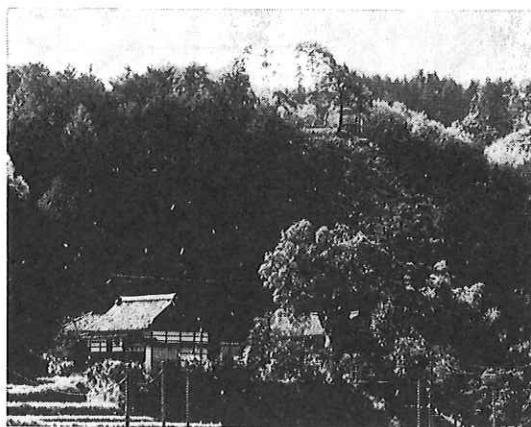


写真62 頼光寺（上郷寺）

土地の人たちは、この東西線の距離が八丁を測るところから、「八丁みち」と言うのだと説明している。事実その距離は八丁程だ。しかし、八丁というのは区間の長さを示す言葉ではなく、八丁は八条の転化とは考えられはしまいか。これが許されるとすると、八丁は条里地割の溝渠道路が、坪付称呼に転化し、やがて、それが区間距離を示す言葉に転化、了解されるようになる。

だが、八丁とは、国府の四域の一辺を示す言葉とも理解しないだろうか。つまり但馬国府は、八町域の規模だった事を示す名残りかも知れない。だがこの点は、先に但馬は、貢租の実体からすれば、中国で、国府の周域は六町域ではないかと推定されるので、八丁を但馬国府の周域の一辺と考えることは無理のような気もする。

とは言え、八丁路は国分寺や国分尼寺を指呼に望む地点だ。八丁が八条と解されるならば、国府の条坊の区画を示した言葉の名残りかも知れない。

しかし、『金葉和歌集』という平安時代中期の歌集によれば、その詞書に「館のまえに氣多川」という川あり」としている。国司の居館が、国府の国府内にあったものか、また別の地が選定されていたものかはつき

りしない。伝承によれば、上郷の頼光寺が、この時の居館跡だといつてある。頼光が、但馬国司に任じたこともあると考えての立論だ。むしろ、頼光寺のライコウというのは、平安時代の末ごろ、ひたすら弥陀をためば、往生に当つて弥陀が来たり迎えてくれるという思想が大流行していたが、この来迎—ライゴウーに所縁ある寺名と見たい。

いずれにしても、国司の居館の近くに氣多川が流れていることだから、第二次国府跡選定に当つては、氣多川と国司の居館跡と国庁との関係が配慮されねばならない。

**高生郷と給田** ところで、『但馬國太田文』を見ると、高生郷百七町歩余の中には、押領使田六町。井料

官使田二町八反・留守所用作十五町八反・一庁官分二十二町が含まれていてことや、氣多下郷の中には舞人井新井莊国役人等七町三反があり、下賀陽郷の中には、官使田二町・井料一町・徵使田一反があることに気づく。押領使というのは地方の内乱・暴徒の鎮圧・盜賊の逮捕など、軍事・警察権をもつものだ。井料官は治水関係の役人だし、留守所というのは、国司が但馬国衙に赴任して来ていないので、職務代行者が行政権を取りしきつて來ている国衙の状態をさす言葉だ。一庁官というのは、後でふれる如く「郡司一庁官」という言葉も、それに相応する響を持つ事から知れるよう、新しく発生した小地域集団の郷司や郡司に関与する国衙役人のことだ。徵使は税金取り立ての役人だ。これらの給料に充当する為めに、押領使田・井料官使田・留守所用作・一庁官分・官使田・徵使田などが給田されている。分けても、新しい郷司・郡司級の役人は、その数が多かったものか、その給田は二十二町にも及んでいる。

さて、これらの国衙関係の役人は、正規の律令制度の規定からはみ出した役人たばかりだが、これに關係した給田が『但馬国太田文』では、第二次国府が建設された筈の高田郷には全く見られないで、その隣りの高生郷に集中記載してある。それも、『但馬国太田文』が作製された弘安八年（一二八五）の現状が、そういうのではなくて、それに先立つ十年前の建治二年（一二七六）の資料に基づくものだったから、高生郷には、国衙關係の給田が、少くとも鎌倉時代の初めごろには濃厚に成立していると見なければならぬだろう。

高生郷に律令的な響をもつ給田が集中的に存在しているのは、第二次国府が高田郷に建設されているから、国衙役人の給田を、近くの高生郷においたものとも解しうるが、逆に、平安時代の終りに近いころには、国衙的な機能は、高田郷ではなくて、却つてこの高生郷で生き続けていた名残りを示すのではないかとも考えられようし、それは更に、この平安時代末期に何時とはなしに出来上った事実というものではなくて、それにさかのぼる永い年代があつたのではなかろうかとも考えられる。だとすると、第二次国府は高田郷に移置したといいつつも、むしろ高生郷に設定させていたのではないかとも極論されよう。

律令的な響を持つ給田が、中世の高生郷に存在しているにもかかわらず不思議なことには、この高生郷の郷域である、地下・岩中・宵田・江原という地域には、現在この給田に關係がありそうな地名は、何一つとして残っていない。この国衙と所縁あるらしく見える給田の名前を律令制的なものではなく、却つて、変質期国衙の遺跡だと判じてしまえばそれまでだが、高田郷に分布しないで、却つて、その隣りの高生郷に存在し、それも、中世という時期に濃厚に生きていたということは注目されねばならない。それは、国府、わけ

ても、その中の国庁的な機能が、中世の時点で、現実的な活動をしていた結果に照應することを示しているからだ。

**但馬国府は果して移転したか** 一体、六町域にせよ八町域にせよ、またその場所が、氣多郡のいずれの地であつたにせよ、第一次国府が建設された時、それは、条坊の中に、人家が密集し、街路には、国府の市場へ買物に出掛ける民衆の姿が溢れていたことだろうか。但馬の場合、第一次国府の建設即ち、市街地の整備、政治都市の完成だと言い切ってよいものだろうか。疑問視しなければならない。

加えて、『日本後紀』は、明瞭に第一次国府の移転を宣言しているが、それは、その日をもって、移転が完了したものやら、あるいはその日を移転開始日としたものやら、疑えば、はつきりしない。

また、移転したとしても、その内容が問題だ。我々は、「国府」といえば、人口稠密な市街だと考え、「移転」と言えば根こそぎの移動だと無批判にきめてかかっている。但馬国府の移転というのは、古い都市が全く見捨てられ、新しい都市が一日にして出現したというようなものではなかつたろう。『日本後紀』が国府の移転を記事にするに当つて、「国衙」とも「国庁」ともいわば「国府」ともいはず、「国治」を移すと表現していることには、矢張りそれなりの意味があつて、行政機関のあるものが、移転したことを示すものではなかろうか。従つて、第二次国府においては、新しい都市図に従つて、街区が設定されその間を民家が埋めつくしたというものではなく、寧ろ条里区画のあちこちの田圃の間に、いくつかの新庁舎が建設されたとい

つた類のものではなかつたろうか。重心は依然として、第一次国府地帯にあつたことだろう。それだからこそ、旧国府村でも、円山川沿いの地帯に、国府と関係するらしい小字名が伝承され来つていたのではなかろうか。

いずれにしても、国府跡については、第一次、第二次のいずれについても、早急な結論を引き出すことは至難だ。小字名に残る地名を手掛りとすることも一つの方法だが、これのみに終始している限りでは、立論の根拠としては、説得力は弱いものだ。学術的な見地よりする慎重な発掘が望まれる。

**國府と道路**　既に繩文時代、但馬は九州地方や中部地方から文化の伝播が考えられていた。また但馬に弥生文化が波及するについては、加古川水系を媒介とする表日本との関係が指摘されていた。但馬と遠隔諸地域とは、密に結びついていた。

律令制度の時代に入ると、中央である奈良の都と、地方とを結ぶ道路が撰定され、整備されるが、この道の根幹となつたものは、繩文、弥生時代を通じて、経験的に探り当てていた道だつたろう。それが、主として中央集権強化を目的とした政治の道に転化している。但馬を通過する道は既に第三章第二節船所と山陰道の項でふれた如く、山陰道と公称され、駅が置かれ、馬を常置し、緊急を要する使者に馬と食糧を供した。延喜式によると、但馬には、栗賀・輕部・養耆・山前・面沼・射添・春野の七駅が列記してある。また延喜式撰定にさかのぼる百年前の、大同三年（八〇八）に、但馬の国では、三駅が廃止されているから、律令制の時代、但馬には少なくとも十の駅が設置されていたと見なければならないし、その一つは、先にふ

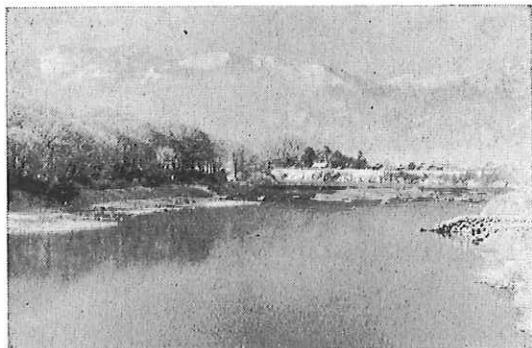


写真63 古代の交通路となった円山川  
(上郷橋より上流を望む)

れた高田駅であらうか。それらは、大体、国道九号線沿いに設置されたものの如くだ。

また、第三章第二節船所と山陰道の項でふれた如く、船所も設置されていた。恐らく但馬国府の所在地に近い円山川の沿岸だつたらう。ところで、但馬国府は氣多郡の平野部に建設されているのだから、この山陰道と国府とを結びつけるものは、勿論、山陰道の支線が陸上に設置されていたことだろうが、案外、この船所の舟が活用され、円山川を上下していたのではなかろうか。また、丹後国府は、現在の天の橋立に抱かれた与謝海の北岸に建設されていたから、当然、丹後の国府との連絡も考えられねばならぬが、現在、この道路を具体的に示すことは困難だ。何といつても、但馬国府は、山陰道沿いに建設されたものではなくして、側道上には位置しているが、これはヤマト政権の勢力が円山川水系を大動脈として展開している時、地積の面で余裕を持った国府を建設しようとするならば、この気多の平野以外には、適地がなかつたからだ。そして、この氣多郡は、地理的視点から見ると、全但馬の中心域に当つていた地だ。

他方、『但馬国正税帳』に見る如く、天平九年度、天然痘の最も流行している時に、奈良へ正税運びに向いた但馬の農民の集団があつた。千六十人の人数で構成されていたが、彼等は、但馬の各郷から徵集され

た人たちであった。先ず、最初に国府に集結を命ぜられ、ここで梯団を編成し、国衙の役人の指揮の下で、奈良へと進上物を運搬している。彼等農民が国府へ参集する場合、地域によつては山陰道を利用したものもいた事だろうが、地域によつては、水系を上つたり下つたり、或いは山の尾根をつたい、鞍部を越えたり、或いは海上に舟を浮べて、海岸線ぞいに但馬国府を目指したことだつただろう。この意味では、但馬国府は、但馬の四周からの道が集中している地でもあつた。